

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年1月8日	株式会社キサ運輸(法人番号1140001052091)代表者 木佐 慎也	兵庫県尼崎市元浜町4-88	本社	兵庫県尼崎市元浜町4-88	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年5月28日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)運行記録計による記録違反【保存】(安全規則第9条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」という)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4
令和7年1月8日	株式会社Unity(法人番号1140001072569)代表者 今村 康人	兵庫県川西市久代1丁目1-18	本店	兵庫県川西市久代1丁目1-18	輸送施設の使用停止処分(140日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年3月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」という)による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	14	14
令和7年1月8日	株式会社ベストランス(法人番号6012801003595)代表者 尾崎 隆	東京都東大和市蔵敷3-838-3	三木営業所	兵庫県三木市志染町戸田1838-230	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年9月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年1月10日	株式会社山城運送(法人番号1130002030188) 代表者 杉山 貴富	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西白坂2-6	南玉水	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西白坂2-6	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年11月7日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)	0	0
令和7年1月14日	中山運送株式会社(法人番号4120901009842) 代表者 桑波田 吉広	大阪府茨木市宮島2丁目1番20号	姫路	兵庫県姫路市飾磨区中島3337番	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他道路交通法の違反行為)が過去一年以内に3件に達した。「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年1月17日	佐藤運送株式会社(法人番号6080001013954) 代表者 佐藤 孝之	静岡県榛原郡吉田町大幡350-2	大阪	大阪府寝屋川市打上南町14番31号	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年6月6日及び同年6月10日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」という)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年1月17日	福山通運株式会社(法人番号1240001032736)代表者小丸 成洋	広島県福山市東深津町4丁目20-1	養父	兵庫県養父市八鹿町朝倉字前台1214-1	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年5月13日及び同年6月24日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
令和7年1月17日	嶋田光成	奈良県北葛城郡河合町大字穴闇503番地6	本店	奈良県北葛城郡河合町大字穴闇503番地6	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和6年12月6日、長期監査未実施を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	0	0
令和7年1月23日	拓豊運送株式会社(法人番号5120001122207)代表者下水流 孝次	大阪府大阪市大正区三軒家東1丁目14番21号	本社	大阪府高槻市柱本6丁目10番16号	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第18条第1項	令和6年5月10日及び同年5月27日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法(以下「法」という)第9条第3項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者の選任違反【管理者数の不足】(安全規則第18条第1項)、(7)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(法第24条)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年1月23日	株式会社インフィニート(法人番号7120901002860)代表者 海原 広和	大阪府枚方市菊丘町11番5号	大阪	大阪府枚方市菊丘町11番5号	輸送施設の使用停止処分(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年5月28日、同年5月30日及び同年6月5日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	7	7
令和7年1月27日	金商株式会社(法人番号3130001058988)代表者 金 岩成	京都府亀岡市曾我部町重利向田5番地1	本社	京都府亀岡市曾我部町南条中向田22-6	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年5月14日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第6項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】【記録の保存】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4
令和7年1月28日	フジトランスポート株式会社(法人番号4150001002118)代表者 松岡 弘晃	奈良県奈良市北之庄町723-13	滋賀支店	滋賀県東近江市五個荘五位田町字光明地57-7	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年5月24日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	1	1